子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置 の実施に際しての留意事項について

平成23年 1 月13日 警察庁丁生企発第19号、丁地発第 4 号 丁刑企発第 6 号、丁捜一発第 4 号 警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁生活安全局地域課長、

警察庁生活女主局生活女主企画課長、警察庁王活女主局地域課長、警察庁刑事局刑事企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長から 各都道府県警察の長あて

(概要)

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の運用については、「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について」(平成23年1月13日付け警察庁丙生企発第2号、丙地発第3号、丙刑企発第1号、丙捜一発第1号)によりその基本的事項を示したところであるが、運用に当たって各都道府県警察において留意すべき事項として、

登録の時期等

所在の確認及び面談の実施方法等 再犯防止措置対象者に係る情報の活用 再犯防止措置対象者が仮釈放者である場合における措置 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置 登録の解除

等について示し、再犯防止に向けた措置が適正に行われるように指示した。